



トピックス 知っていますか？大切な契約の基礎知識 P2

発行／富山県生活環境文化庁県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00000963.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

## 旅行のキャンセル ～取消料を請求されて…～



### 相 談

夏休みに友人と旅行をしようと、パンフレットを見て旅行会社に出向き、2泊3日の国内旅行(2人で10万円)を申込金1万円を払って申込みました。旅行の20日前になり、友人が都合で行けなくなったためキャンセルを伝えたと、20%の取消料(2万円)が必要だと言われました。旅行代金も支払っていないのに、申込金以上の取消料を支払わないといけないのでしょうか。(20代 女性)

### 回 答

旅行も契約です。契約は、原則として申込みと承諾によって成立しますが、旅行契約の場合は、旅行業法に基づき国土交通省告示の「標準旅行業約款」の中で、申込みや成立について定められています。相談者が申し込んだ旅行は、「募集型企画旅行」という種類で、申込金の支払いと旅行業者の承諾で契約が成立します。そして、一旦、旅行契約が成立すれば、旅行業者は約款に定められたキャンセル料を請求することができます。この相談の旅行業者は、「標準旅行業約款」と同じ約款を使っていたことから、相談者には、「契約

が成立している

ので、旅行代金の20%以内の取消料が発生すること」を説明しました(下表)。このほか、旅行契約の成立時期は申込み方法によって異なり、例えば、電話・郵便・FAX等での申し込みは「予約」として取扱われ、この時点では契約は成立しておらず、キャンセルしても取消料は発生しません。また、取消料は旅行の種類によって異なり、「受注型企画旅行」「手配旅行」や「海外旅行」などに応じて、それぞれ取消料が定められています。

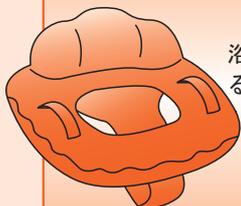
楽しく旅行計画を立てるためにも、契約書面(パンフレット等)をよく読むことが大切です。

●募集型企画旅行の取消料  
(標準旅行業約款による)  
(すべて上限。また取消日は「旅行開始の前日から起算してさかのぼって」つまり前日が起算日)

国内旅行		海外旅行	
取消日	取消料	取消日	取消料
20日前以降(日帰りは10日前以降)	20%	40日前以降(ピーク時のみ)	10%
7日前以降	30%	30日前以降	20%
旅行開始前日	40%	2日前(前々日)以降	50%
旅行開始当日	50%	旅行開始後又は無連絡	100%
旅行開始後又は無連絡	100%	●ピーク時:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7	

※取消料の金額は、契約書面に明示します。  
※貸切船舶を利用する募集型企画旅行は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

## 注意喚起！ 絶対に目を離さないで！！ 浴槽用の浮き輪で乳幼児がおぼれる事故が発生！



パンツ型シートに足を通す

浴槽用浮き輪に幼児を浮かべて入浴させていたところ、浮き輪が転覆して幼児が溺水する事故が発生しています。事故は、保護者がほんの少し目を離したすきに起きています。乳幼児を浮き輪に入れたまま一人で浴槽に入れておいてそばを離れたり、親の洗髪等により目を離して使用することは極めて危険で、死亡事故につながる可能性があります。どうしても使う場合は、保護者は絶対に目を離さないでください。詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。  
<http://www.kokusen.go.jp/>



私たちは、朝起きてから夜寝るまでいろんな活動をしていますが、その多くは契約で成り立っています。日常生活における契約について考えてみましょう。



次の中で『契約』にあたるものはどれでしょう？

- ①コンビニでパンを買う ②電車に乗る ③ディズニーランドで遊ぶ ④アパートを借りる  
⑤デートの約束をする



【答え】①②③④は契約であり、⑤は契約とはいえません。

契約とは、法律的な拘束力が生じる約束のことです。  
契約をするか否か、誰と、どんな内容の契約をするかは自由ですが、一旦結んだ契約は守らなければなりません。正当な理由がない限り、解除や取消しはできません。



契約の成立要件は？



口約束でも契約は成立します。実際には、ほとんどの契約は「申込み」と「承諾」という意思表示の合致だけで成立します。上記の例では、「このパンをください」という申込みと、「ありがとうございます。〇〇円です」という承諾で売買契約が成立するのです。



契約書にはどのような意味があるのでしょうか？



コンビニで買い物をするとき、契約書を作成することはまずありません。高額な取引とか、権利義務関係や契約内容が複雑な場合には契約書が作成されますが、それは合意内容についての証拠にすぎません。

ただ、契約書に署名あるいは押印されている場合には、その契約書は真正に成立したものであると推定されます。具体的には、契約書に記載された条項に従って合意がなされたこと、一応考えられることとなります。

ですから、契約書はよく読み、内容をきちんと確認してから署名あるいは押印することが重要です。



契約の効力が否定される場合

- 契約の主要な部分に勘違い(錯誤)がある場合や、公の秩序・善良の風俗に反する契約は無効です。【民法95条・90条】
  - 騙されたり(詐欺)、脅されたり(脅迫)して結んだ契約は、取り消すことができます。【民法96条】
  - 法定代理人の同意のない未成年者契約は取り消すことができます。【民法5条】
  - 契約内容に問題がなくても、相手方が契約を守らない場合(債務不履行)、契約を解除することができます。【民法541条など】
  - 不当な勧誘で誤認・困惑して結んだ契約は取り消すことができます。【消費者契約法4条など】
  - 訪問販売などの法律で定められた取引について、一定の期間内であれば、理由を問わず一方的に解約できるクーリング・オフ制度があります。【特定商取引法9条など】
- クーリング・オフ制度は、何らの理由も必要とせず、かつ無条件に契約を解除できる点で消費者の強い味方と言えます。詳細は、HPをごらんください。  
(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)



暑い夏は消費電力の増える季節です。でも、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、消費電力を減らし、地球温暖化を防ぐことができます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度調整、冷蔵庫などの効率的な使用、エコドライブの実践など、身近にできることから省エネルギーをはじめてみませんか。

- ・冷房は室温28℃を目安に温度調節をしましょう。
- ・冷房は必要なときだけつけましょう。
- ・冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置しましょう。
- ・冷蔵庫内の詰め込みすぎに注意しましょう。
- ・省エネタイプの家電製品を選びましょう。

- ・電気製品を使わないときにはプラグを抜きましょう。
- ・テレビを見ないときは消しましょう。
- ・シャワーは流しっぱなしにしないようにしましょう。
- ・急発進、急加速をしない運転を心がけましょう。
- ・アイドリングはできる限りしないようにしましょう。

## くらしのアドバイザーの皆さんをご紹介します

県では、地域住民の消費生活向上のために、次の方々に、「くらしのアドバイザー」をお願いしています。くらしのアドバイザーの皆さんには、

- 悪質商法による被害にあわないための方法、被害にあった場合の対処方法や相談先等について、消費者の皆さんに知識を身につけていただくための消費者啓発講座「くらしの相談会」の開催等、地域における消費生活知識の普及啓発活動
  - 地域住民の方々からの消費生活相談の受付、アドバイス等
  - 過大景品や不当表示の監視
- など、幅広く活動をしていただいています。

町内会等の地域行事において「くらしの相談会」の開催を希望する、又は消費生活に関して困りごとがあるなどという場合は、お近くのくらしのアドバイザーをご紹介しますのでお問合せください。



**富山市**

石金 和子  
井波久美子  
今田 貴士  
大作 隆一  
大割 清  
梶川 静子  
串田 和博  
柴田美千代  
須賀貴志子  
炭山 幸三  
中川健三郎  
西田 恵子  
飛見 文行  
平間 芳江  
藤塚由紀子  
堀 俊弘  
牧野 昭子  
丸山 清子  
盛田 博秋  
山口 玲子  
山本 暁子

**高岡市**

上杉 久美  
奥村 勝美  
金戸 明子  
串田 功  
瀧内喜代美  
長井 幸子  
畠 敏子  
畑尻三紗子  
二塚 時男  
松尾 和子  
水名礼津子  
山元 厚子  
吉岡 節子

**魚津市**

赤坂 信子  
金森 峰子  
川西かず江  
流 真喜子

**氷見市**

竹岸 昌子  
三國 芳子  
水上せつ子  
山下 輝子

**滑川市**

岩城 和子  
野尻 幸世  
樋口 貞勝  
吉田 洋子

**黒部市**

猪上 富子  
木原 誠子  
中坂 陽子  
中陳志美子

**砺波市**

朝倉富美子  
仙道 智子  
林 美代子  
藤井 佳乃

**小矢部市**

松永千鶴子  
宮田 安子

**南砺市**

東 美子  
伊藤 紀子  
岩・ 幸子  
根井多美子  
森田 正一

**射水市**

井上 都  
門嶋 幸子  
尚和 信子  
多田 玉子  
恒川 末子  
道古 正子  
前田 清美  
松木美枝子

**舟橋村**

尾島実菜子

**上市町**

細川 幸子  
堀田 基文

**立山町**

石黒奈津子  
平田 信正  
米田千恵子

**入善町**

酒井 秋子  
野田久美子  
福澤智恵子

**朝日町**

草野 知子  
戸坂 一夫

※居住地域のくらしのアドバイザーについては、各市町村の消費生活窓口または県民生活課にお問合せください。

問合せ先：富山県県民生活課消費生活係 076-444-3129

# 消費者 フォーラム in とやま の開催について

多様化し複雑化する経済社会のなかで、消費者一人ひとりが悪質商法等の被害に遭わない、安全で安心な社会づくりのために、「消費者フォーラムinとやま」を開催いたします。多くの方々のご参加をいただきますようお願いいたします。

日時 平成19年9月5日(水) 13:00~16:00

場所 富山県民共生センター(サンフォルテ)2階ホール  
(富山市湊入船町6-7)

主催 富山県、独立行政法人 国民生活センター

内容 テーマ:「守らんまいけ 富山の暮らし ~高めよう消費者力~」

基調講演 講師 齋藤 雅弘(弁護士、日弁連消費者問題対策委員会委員)

演題 「消費者問題の現状と法的対応策」

悪質商法撃退寸劇(小杉爆笑劇団)

パネルディスカッション「高齢者を悪質業者から守るために」

[パネリスト] 飯田 雅子(全国消費生活相談員協会北陸地区グループ代表)

齋藤 雅弘(弁護士、日弁連消費者問題対策委員会委員) 但馬 幸伸(京都府消費生活安全センター長)

服部 高明(富山大学経済学部教授) 水野 稔(富山県民生委員児童委員協議会理事)

[コーディネーター] 橋爪健一郎(富山県弁護士会、富山県消費生活苦情処理専門員)

## 「富山県消費者大会」を開催します！

消費者の自立支援の一環として、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供することを目的として「富山県消費者大会」を開催します。

- ◆日時:平成19年10月2日(火) 13:00~16:20
- ◆場所:富山県民共生センター(サンフォルテ)2階ホール(富山市湊入船町6-7)
- ◆主催:富山県、富山県消費者協会
- ◆内容:○マイバッグ持参推進に関するパネルディスカッション ○マイバッグ持参推進署名運動結果公表  
○レジ袋削減に関する標語・川柳・短歌の優秀作品発表 ○高校生の実践研究発表  
○エコドライブに関するアンケート調査結果(消費生活研究グループ連絡協議会) 等
- ◆お問合せ先:富山県消費者協会 TEL 076-432-5690



消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター ..... \* 076-443-2047  
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野 \* 076-467-5810 婦 中 \* 076-465-2115

大 山 \* 076-483-1212 山 田 \* 076-457-2113

八 尾 \* 076-454-3114 細 入 \* 076-485-9001

魚 津 市 ..... \* 0765-23-1003

滑 川 市 ..... \* 076-475-2111(内323)

黒 部 市 ..... \* 0765-54-2111(内316)

舟 橋 村 ..... \* 076-464-1121(内29)

上 市 町 ..... \* 076-472-1111(内141)

立 山 町 ..... \* 076-462-9963

入 善 町 ..... \* 0765-72-1100(内135)

朝 日 町 ..... \* 0765-83-1100(内235)

砺 波 市 ..... \* 0763-33-1111(内143)

庄川支所 ..... \* 0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 \* 076-432-9233

消費者金融相談 \* 076-433-3252

URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課 ..... \* 0766-20-1522  
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター ..... \* 0766-64-5333

氷 見 市 ..... \* 0766-74-8010

小 矢 部 市 ..... \* 0766-67-1760(内424)

南 砺 市 ..... \* 0763-23-2008

行政センター

福 野 \* 0763-22-1101 平 \* 0763-66-2132

井 波 \* 0763-82-1181 上 平 \* 0763-67-3212

城 端 \* 0763-62-1213 利 賀 \* 0763-68-2112

福 光 \* 0763-52-1571 井 口 \* 0763-64-2212

射 水 市(大島庁舎) ..... \* 0766-52-7966

地区行政センター

新 湊 \* 0766-82-1964 大 門 \* 0766-52-7397

小 杉 \* 0766-57-1636 下 \* 0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談 \* 0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

\* 076-432-5690 午前9時~午後4時